

議案第 1 号

## 専決処分の報告及び承認を求めるについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 清水勇人

記

令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（第 7 号）

専決第5号

## 専 決 処 分 書

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年1月23日

さいたま市長 清水勇人

### 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ723,620,843千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 県支出金		38,687,280	394,150	39,081,430
	3 委託金	3,630,132	394,150	4,024,282
歳 入 合 計		723,226,693	394,150	723,620,843

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		68,264,832	394,150	68,658,982
	6 選挙費	1,171,392	394,150	1,565,542
歳 出 合 計		723,226,693	394,150	723,620,843